

一宮市告示第 337 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構を指定公金事務取扱者に指定したことから、一宮市会計に関する規則第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 11 日

一宮市長 中野 正 康

- 1 指定公金事務取扱者
東京都千代田区一番町 2 5 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 業務名
コンビニ交付サービス収納業務
- 3 指定日
令和 7 年 8 月 1 日